

平成 28 年 9 月 21 日
(理事会決定)

社会保険未加入対策の一層の強化について

一般社団法人日本建設業連合会

社会保険未加入対策については、平成 29 年度までに企業単位で 100%、労働者単位では製造業相当を目指すとの目標のもとに官民あわせて対策に取り組んでいるところである。

今般、国土交通省では、社会保険への加入徹底に向けた取り組みを建設企業が足並みを揃えて一層強化するため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を一部改訂するとともに、適正な保険への加入が確認できない作業員の取扱いなど「ガイドライン」の運用について通達を行ったところである。

日建連では、建設技能者の処遇改善による担い手の確保と法定福利費を適正に負担する事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、昨年決定した「社会保険加入促進要綱」(以下「要綱」という)及び「社会保険の加入促進に関する実施要領」(以下「実施要領」という)に基づき、下請企業に対する社会保険加入指導の徹底、適正な法定福利費の確保及び社会保険未加入企業の排除等に取り組んでいるところであるが、今回の「ガイドライン」の改訂等を受け、「要綱」、「実施要領」を別添のように改正し、前述した目標達成に向け、社会保険加入促進に一層取り組むこととする。

今回の改正では、平成 29 年 4 月 1 日から、工事の施工への影響を踏まえつつ、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者については、工事現場への入場は認めないこととし、今後必要な下請企業に対する周知方法等を定めている。日建連会員企業は、今回の改正の趣旨を踏まえ、企業単位のみならず労働者単位においても社会保険の加入徹底について足並みを揃えて推進していくこととする。

以上